

保育施設について

認可保育所	1
認定こども園.....	1
小規模保育事業（地域型）	2
家庭的保育事業（地域型）	2
事業所内保育事業（地域型）	2
居宅訪問型保育事業（地域型）	3
東京都認証保育所.....	3
認可外保育施設	3
〈企業主導型保育事業〉	3
〈院内保育施設〉	4
〈家庭的保育事業（都制度・区市町村制度）〉	4
〈事業所内保育施設〉	4
〈居宅訪問型保育事業〉	5
〈ベビーホテル〉	5
〈その他〉	5

◆ 認可保育所 ◆

保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設です。利用に当たっては、最寄りの区市町村保育担当課までお問い合わせください。

開所時間	原則として11時間。なお、保護者の労働時間、通勤事情などを考慮して時間を延長する延長保育もあります。
費用	家計に与える影響を考慮して区市町村の長が定めた額
問合せ先	区市の福祉事務所や保育担当課、町村役場

◆ 認定こども園 ◆

認定こども園制度とは、①就学前の子供を、保護者の方の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備え、都の認定又は認可を受けた施設です。

学校及び児童福祉施設の位置付けを持ち、単一の認可施設となった幼保連携型と、認定こども園を構成する施設により、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の3類型に分かれます。

対象児童	就学前の児童
費用	区市町村の長が定めた金額
問合せ先	各認定こども園又は区市役所、町村役場

◆ 小規模保育事業（地域型）◆

少人数（定員6人から19人）を対象に保育を行う事業です。

定員	6人から19人まで
対象児童	原則として0歳児から2歳児まで
基準	区市町村が規定
問合せ先	区市役所、町村役場

◆ 家庭的保育事業（地域型）◆

保育を必要とする乳幼児を家庭的保育者の自宅等において保育する事業です。

対象児童	原則として0歳児から2歳児まで
保育者	区市町村長が認定した家庭的保育者（資格要件あり）
保育場所	家庭的保育者の自宅又は区市町村が認めた場所
問合せ先	区市役所、町村役場

◆ 事業所内保育事業（地域型）◆

従業員の子供のほか地域の子供を一定割合以上受け入れ区市町村長の認可を受けた事業です。

対象児童	原則として0歳児から2歳児まで
問合せ先	区市役所、町村役場

◆ 居宅訪問型保育事業（地域型）◆

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業です。

対象児童	原則として0歳児から2歳児まで
問合せ先	区市役所、町村役場

◆ 東京都認証保育所◆

大都市の特性に着目した東京都独自の認証基準を満たし、都が認証した認可外保育施設です。

開所時間	13時間以上
費用	各認証保育所と利用者の契約による
問合せ先	各認証保育所

◆ 認可外保育施設◆

〈企業主導型保育事業〉

認可外保育施設のうち、事業主等がその雇用する労働者の児童を対象として保育事業を実施する場合等で、公益財団法人児童育成協会の助成決定を受けた施設をいいます。

問合せ先	各施設
------	-----

〈院内保育施設〉

認可外保育施設のうち、病院、診療所の業務に従事する職員の児童を対象として保育事業を行っているものをいいます。

問合せ先	各施設
------	-----

〈家庭的保育事業（都制度・区市町村制度）〉

保育を必要とする乳幼児を家庭的保育者の自宅等において保育する事業です。都が定めた基準により運営されているもの（都制度）と、区市町村の基準により運営されているもの（区市町村制度）があります。

問合せ先	各施設（又は、各区市町村）
------	---------------

〈事業所内保育施設〉

認可外保育施設のうち、事業主等がその雇用する労働者の児童を対象として保育事業を行っているものをいいます。

問合せ先	各施設
------	-----

〈居宅訪問型保育事業〉

乳幼児の居宅において、保育を行う事業です。

問合せ先	各施設
------	-----

〈ベビーホテル〉

認可外保育施設のうち、①午後8時以降の保育を行っているもの、②児童の宿泊を伴う保育を行っているもの、③一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占める）を行っているもの、いずれか一つでも該当する施設をいいます。

問合せ先	各施設
------	-----

〈その他〉

認可外保育施設のうち、どの分類にも該当しない施設をいいます。

幼稚園類似施設や幼児教育を特色とした施設などが該当します。

問合せ先	各施設
------	-----